

新カトリック大事典 第4巻

New Catholic Encyclopedia Volume 4

初 版 第1刷 2009年4月

編 集 学校法人 上智学院
新カトリック大事典編纂委員会 (代表 高柳俊一)
〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1
電話 編集 03 (3238) 3598

発 行 者 関戸雅男

発 行 所 株式会社 研究社
〒102-8152 東京都千代田区富士見2-11-3
電話 編集 03 (3288) 7711
営業 03 (3288) 7777
振替 00150-9-26710
<http://www.kenkyusha.co.jp/>

組版・印刷 研究社印刷株式会社
製 本 株式会社 星共社

© ACADEMIC CORPORATION: SOPHIA UNIVERSITY ISBN 978-4-7674-9014-4 C3516
PRINTED IN JAPAN

LThK¹ 10: 843-50; TRE 35: 191-209.

(高柳俊一, 石井祥裕)

みんしゅのしんがく 民衆の神学 → 民衆
(ミッシュン)神学

みんしゅもくそうかい 民衆黙想会 [ラ] missio popularis, [独] Volksmission 16世紀半ばから20世紀前半まで広く行われた, カトリック教会における*信徒の信仰の養成や刷新を目指す宣教司牧活動の形態をいふ。具体的には小教区の司牧者ないしは特別に派遣された司祭の説教や講話を中心とした信徒のための*黙想会として行われる。小教区宣教 ([英] parochial mission), 内的宣教 ([ラ] missio interna, [仏] mission à l'intérieur) などとも呼ばれる。

16世紀初代教会の時代から, 信徒に向けて説教を行い, *回心や*信仰生活の教化に尽くす指導者の活動は絶えることがなかった。11世紀のフランスやイタリアでの遍歴宣教者の活動, 13世紀初めからの*托鉢修道士を中心とした説教活動, 中世末期の*ベギンや*共同生活兄弟会などは信徒の目覚めを背景にした活動が展開された。民衆宣教という概念そのものは, *トリエント公会議以前の*カトリック改革のなかから生まれ, 教皇*パウル5世が大勅書『レギミニス・ミリタントス・エクレシアエ』(Regiminis militantis ecclesiae, 1540)でこれを奨励した。特に*イエズス会の会員による説教と*教理問答書による教育活動として推進された。17世紀には*ジャン・ド・ポールや*セニエリらによって発展を遂げ, *ヴァンセンシオの宣教会, イエズス会のほか*フランシスコ会, *カプチン・フランシスコ修道士, *レオプトル会が指導的役割を果たした。

19世紀から20世紀初めにかけてフランスやドイツでは10-14日程度, 後には8日程度の民衆黙想会がカトリック復興のための有効な手段とみなされ定着。これを指導する諸修道士や教区司祭の協力体制が形成された。ドイツでは1912年に諸修道士の宣教協議会(Missionskonferenz)が発足, 現在に至る。こうした動向を背景に, 1917年の旧『教会法典』1349条は, 「統治権者は小教区長が少なくとも十年ごとに, 委託された教区長のために, いわゆる聖なる布教期間を設けることを配慮するよう監督しなければならない」と民衆黙想会の定期開催を義務づけた。第1次世界大戦直後の時代はその取組をなすが, その後の社会変化に伴い小教区全体での実施は困難になり, 司祭の家庭訪問による家庭黙想会([独] Hausmission, [英] home mission), 小教区内の適当な地区規模の礼拝堂黙想会([独] Kapellemission)などが試みられた。都市部ではさまざまな趣旨を伴う「黙想週間」(Religiöse Woche)として実施された。

第2次世界大戦, さらに第2*ヴァティカン公会議以後は信徒個々人の回心や黙想のためというよりも, より組織的な地域宣教([仏] mission générale, [独] Gebietsmission)が試みられ, 信徒もその担い手として参加する共同宣教司牧として展開されている。その際に, 近世型の説教や講話中心のものから, 生活体験の分かち合いや交流を重視する共同体的宣教([独] Gemeindefmission)などの概念も生まれている。現在の日本で「民衆黙想会」という用語は使われることはないが, 定期的に行われる小教区をあげての大黙想会や四旬節・待降節・夏期などの季節ごとの定期黙想会, 修養のための祈禱講演会やセミナー, 青少年の夏季キャンプなどは民

衆黙想会の精神を受け継いだ活動といえる。

【文献】カ大5: 82-84; LThK¹ 10: 858-60; LThK¹ 10: 868-69; NCE 9: 937-38. (杉崎泰一郎, 石井祥裕)

みんしゅしゅぎ 民主主義 [英] democracy, [独] Demokratie, [仏] démocratie

【概要】民主主義という言葉は, 政治の実践における理想や方法を意味する場合と, 一定の社会のしくみを意味する場合がある。21世紀初頭の現在の時点からみると, 民主主義が*ファシズムや*共産主義などの20世紀的な他の選択肢よりもイデオロギー的に優位にあることは確かである。とはいえ, 世界中のさまざまな政治体制が, その手続きや成果に大きな違いがあるにもかかわらず, 自らを「民主的である」と主張しているため, 民主主義という用語を定義するのは難しい。

民主主義の概念の起源は, 古代*ギリシア哲学と政治, さらに*世俗化された*キリスト教の理想に遡る。古代ギリシア語のデモクラティア(demokratia)と, 現代のデモクラシーという用語が意味している「人民による支配」は, 近代まで普通のことでもなければ望ましい政治理想でもなかった。民主主義の理論と実践は歴史を通して変化し, *文化や伝統, 時代状況によって異なって理解される。今日, 民主主義の理解は, 通常, 国民の意思に呼応する制度を通じて政治が行われる一貫した政治体制を前提とし, 実際には, 選挙の正当性に基づく代表原理と, 法的規制に基づく共和政体とが民主主義の概念に含まれている。民主主義の原則は, 行政・立法・司法などの諸機関からなる現代的国家システムの基盤となっている。

【評価基準】〔統治形態としての優位性〕正当な統治形態として民主主義が優位にあるかどうかは, 次のような問題と関連する。民主主義の前提条件として, (1)一定の市民文化や経済状態が必要条件であるのか, 充分条件であるのか, (2)民主政治の実現過程における*自由と*平等の均衡はどうか, (3)民主主義の手続き面(定期的な選挙, 平和的な政権交代, 政党の役割など)と実態面(*福祉, 有効な参加, 連帯感, *正義など)の両方が重要なのか, あるいは一方が重要なのか, である。現代世界で民主主義が広く採用されているという事実は, これが政治理論の基礎と不可分であり, また立憲政治や人権など関連する事柄についての議論と切り離すことができないということの意味している。地球規模では民主主義と*平和や開発との関連が広く議論されている。

【理想的形態】民主主義とはどうあるべきかを確定するには, 次のような問題を考えなくてはならない。(1)民主主義の主体である国民とは誰か(例えば, 制限された市民権をもつ住民や移住してきた住民は国民に含まれるのか)。(2)民主主義が合意の上での決定や社会集団の決定となり, 実施されるのか, むしろ権力保持者を(例えば抑制と均衡を通じて)制限する一つの手段ではないか。(3)現代社会では(名目上, 主権国家の内外において), 自立と相互依存との間にどのような妥協が可能なのか, あるいは適切なのか。

【実態評価】さらに, 民主主義の実態を理解しようとするときのような疑問が生じる。すなわち, (1)民主主義国は*エリート支配を意味する寡頭政の鉄則によって縛られているのか。(2)どのような政治体制が民主主義の成果に資するのか(例えば連邦国家か単一国家か, 大統領制か議会制か)。(3)どのような選挙法や決議規程が民主主義の正しい実践につながるのか。(4)さまざま

な政治レベルで自分の生活に関わる複雑な選択に際して、人々が限られた時間や関心、能力しかなくとも有意義で効果的な参加をいかに実現できるか。

【合意形成上の諸問題】ある政治体における人々の志向が多様であることを考えれば、個人や少数派が多数派と両立しえない志向をもっているとき、どのように扱われるべきかを定めるのに明白な規定はない。したがって、たとえ多数派の意思をはっきりと公正に決めることが可能だとしても、民主的な解決方法とは単に一方的な多数派支配ではない。この点で民主主義の規範に関連した多くの問題が生じる。一般原則である「1人1票」は民主主義政治での実際上の手続きを示している。しかし、ここに至るまで長い間、一定の階級や人種・民族集団、女性（→ 婦人参政権）などには投票権が与えられなかったことを忘れてはならない。今日でさえ有罪判決を受けた者や児童、成年被後見人に対して選挙権の制限はその一般原則の例外になっている。また、各集団がもつ志向の構造的な違いに対処する一つの方法は、選挙や政党といった手段を通じて競争を構造化することであった。しかしながら、民主的な競争において経済的裏づけが大きな力をもつという事実は、発展した今日の民主制においてさえ、その制度を利用する際、公正と透明性という問題に直面していることを示している。

民主的政治体において認知されている諸集団が合意を形成する可能性のある成員とはみなされない場合は、多元主義を通して民主主義を追求することは一つの選択肢である。このアプローチによって、統治の問題は、*共通善の探究から個人の行動に対する政府の過度な支配を防ぐ問題へと変わる。その場合、一つの解決策は民主主義をポリアーキー、すなわち少数派が多数派同様に安全かつ有効に正当な目標を追求できる体制へと変化させてしまうことである。アメリカ合衆国での統治はそうした特性を示している。また *社会や政治体の諸亀裂が諸集団の多様な選好と重なり合っている場合には、多極共存主義という方法がとられてきた（例えば、ベルギーやボスニア内戦後に確立したいわゆる「デイトン合意」など）。多極共存主義において政治エリートは、武力紛争や人種的、言語的、宗教的、民族的な深い亀裂をもつ政治体における政治の崩壊を、少数派を保護する調整装置を作り出すことによって避けるように努力する。

【現代政治の象徴】民主主義は、いずれにせよ現代政治の強力な象徴である。グローバリゼーションの潮流のなか、世界の人々や政治体制の志向が変わるときでさえ、民主主義の持続性のある魅力にはあらがうことができないように思われる。1989年の中欧・東欧における体制変化と1991年のソ連崩壊によって象徴される歴史的な変化によって、市民社会の役割と民主主義の広がりに関心が向けられている。20世紀後半以降、さまざまな形の権威主義や *全体主義から民主主義への移行がみられたが、まだ明確な成果を生み出してはいない。しかし、強固な民主主義という形態に対する説得力のある代替案は21世紀初めの現在においてもまだ示されてはいない。

【文献】J. MARITAIN, *Les droits de l'homme et la loi naturelle* (New York 1942); Id., *Christianisme et démocratie* (New York 1943); C. OFFE, U. K. PREUSS, "Democratic Institutions and Moral Resources," *Political Theory Today*, ed. D. HELD (Stanford, Cal. 1991) 143-71; D. HELD, ed., *Prospects for Democracy: North, South, East, West* (Cambridge 1993); J. G. MARCH, J. P. OLSEN, *Democratic Governance* (New York 1995); R.

DAHL, *On Democracy* (New Haven, Conn. 1998); I. SHAPIRO, "The State of Democratic Theory," *Political Science: The State of the Discipline*, ed. I. KATZNELSON, H. V. MILNER (New York 2002) 235-65.

(D. ウェッセルズ)

【教会における民主主義】*教会の統治における直接または代表を通しての成員皆の *参加という考えは、議論的であり続けている。*カトリック教会は民主制ではなく、ローマ帝政（→ ローマ帝国）の延長である *君主制でもなく多国籍団体でもない。それは教会であり、それ自体として *神の民、*キリストの体としての独自の制度を有する。そこではキリストのみが頭であり、権力は彼に由来するのである（→ 権威と権力）。

しかしながら、カトリック教会の伝統のなかにも多くの民主的要素がある。*ドミニコ会では、しばしば成員たちによる賛同によって議決を行っており、民主主義の実践に最も似ている。また、今日の参加と責任分担を必要とする交わりとしての教会理解は、教会生活全般における若干の民主的適用のための重要な基礎をなすもので、*教会法はすでにこのような参加の権利や責任に注目している。第2 *ヴァチカン公会議によって確認された *洗礼を受けた人々の根本的な平等（『教会憲章』30項「神の民についていわれたすべてのことは、信徒、修道者、聖職者に平等に向けられている」）は、『新教会法典』208条においても表明されている（「すべてのキリスト信者は、キリストにおける新生のゆえに、尊厳性においても行為においても真に平等であるから、みな、それぞれ固有の立場と任務に応じて、キリストの体の建設に協働する」）。続いて *信徒全員の権利と *義務が列挙される（209-31条）。信徒の諸権利に対するこのような注目は、まだ初期の段階にあり、それらの獲得と擁護のためにはまだ十分な構造ができてはいないが、現代の教会における民主主義的関心を示している。

【内的生活への参加】教会活動の運営への参加のための機関は、さまざまな次元での協議組織として具体化される。*小教区・教区の *司牧評議会などは義務的なものではないが、ますます採用されつつあり、教会の使命への関与の仕方を改善する可能性をもっている。司祭評議会、小教区・教区の財務評議会、顧問も教会の統治に参加する諸機関として求められている。また、ある意味では *司教団も *司教たちが彼らの教区を「代表する」と考えられるかぎり民主的なものである。司教たちは *教皇とともに教会の司牧的統治の責任を分担し、彼らが団体として行動する場合、教会内で最高の権能を行使するのである。

*教役者の説明責任の諸原則は、教会法においても受け入れられている。ただし、それを保証する手続きは *位階制の原則のもとにある。*神法に基づく教会の位階制的構造は、カトリック教会内での民主制の実践を限定する。教皇は理論上、ローマ教区の聖職者たちを代表し、枢機卿団によって選ばれるが、他の教会指導者たちの選出は民主的ではない。教会における権力は統治下にある人々の賛同に由来せず、最終的にキリストによるものである。しかし、キリストの実践は教会のなかの *秘跡、*役務とカリスマによって保証される。教会内では使命が個人的関心より上位にあるが、全員が多様な責任を担いつつ、その使命の責任をもっているのである。【文献】LThK² 3: 221-23; LThK³ 3: 83-87; NCE 745-51; StL⁷ 1: 1182-201; 佐藤三郎「教会の民主化の問題」カサ9 (1970) 326-52; B. PRIMETSHOFER, "Demok"